

高槻市告示第 390 号

大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく要届出管理区域の指定について

大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成 6 年大阪府条例第六号）第 81 条の 12 第 1 項の規定により、下記の土地の区域を、特定有害物質によって汚染されており、当該土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「要届出管理区域」という。）として指定する。

平成 27 年 7 月 17 日

高槻市長 濱田 剛史

- 1 要届出管理区域として指定する土地の区域
大学町 344 番 3、355 番 1、355 番 11 の各一部（別図のとおり）
- 2 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第八十一号）第 48 条の 33 第 1 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物
- 3 大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成 6 年大阪府規則第八十一号）第 48 条の 33 第 2 項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図

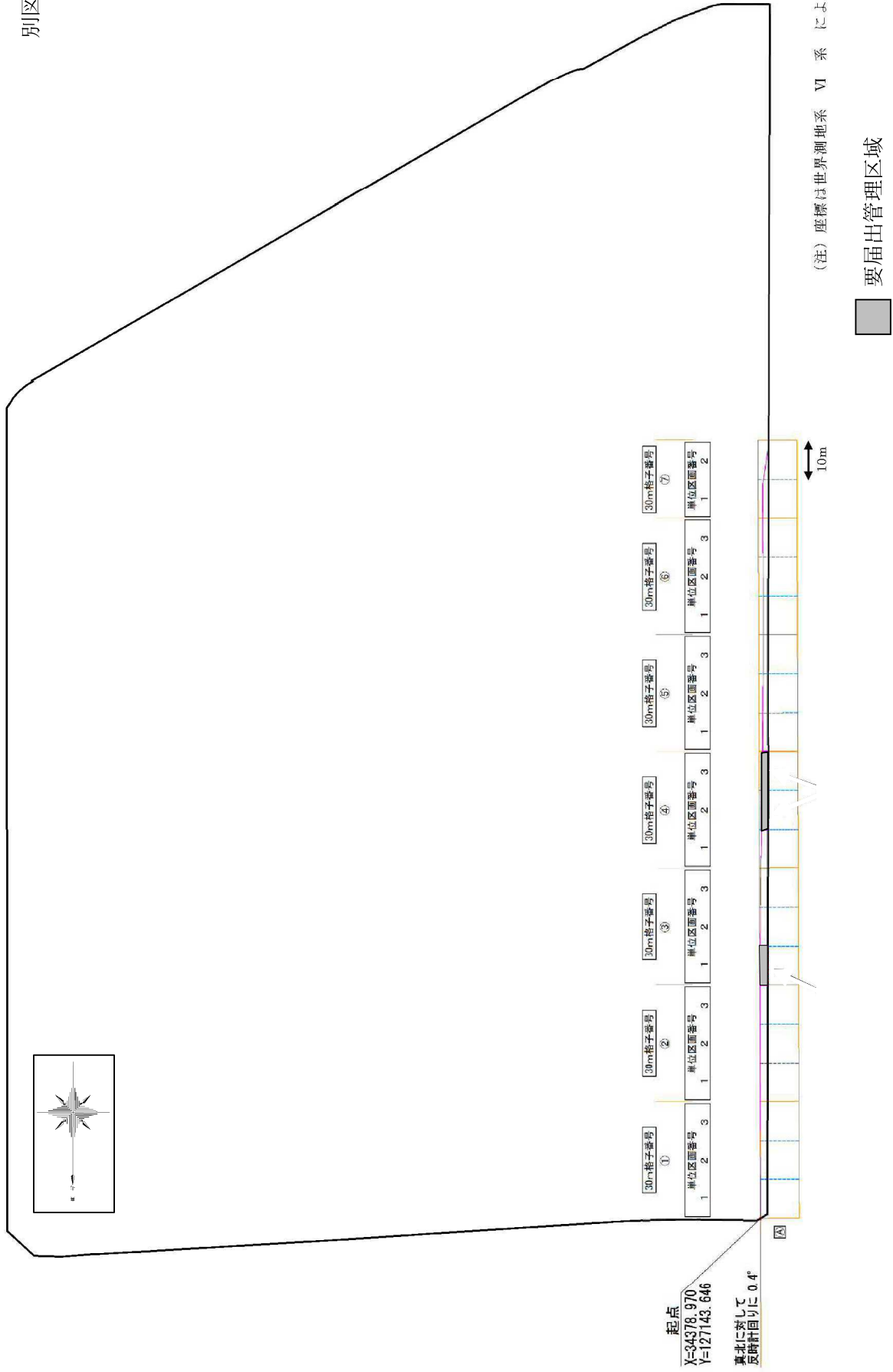


図. 要届出管理区域